

## 序章 計画作成の目的と位置づけ

### 第1節 計画作成の背景と目的

#### 1 背景

津和野町には、各所に有形・無形の数多くの文化財が存在する。

こうした文化財は、指定・登録・選定など（以下、「指定等」という。）により保存・活用しているもののほかに、山城跡、たたら跡、街道、石造物、動植物（ホタル等）、民俗芸能など膨大な数の未指定文化財が存在する。

#### ■文化財総合的把握モデル事業による文化財の総合的把握と歴史文化基本構想の策定

未指定文化財の悉皆的な調査は、平成20年度(2008年度)～平成22年度(2010年度)にかけて国の「文化財総合的把握モデル事業」の採択を受けて実施し、およそ1,200件の未指定文化財を把握した。こうした未指定文化財を含め、平成23年(2011)3月に『津和野町歴史文化基本構想』を策定するとともに、その主旨を具体的に実施するために「歴史文化保存活用計画」を策定し、『津和野町歴史文化基本構想・保存活用計画書』（以下「歴文構想」という）としてとりまとめた。

上記の基本構想は、地域に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて総合的に保存・活用することを展望し文化財行政を進めるための基本的な方向性を示したものであった。

#### ■文化財保護法の改正と文化財保存活用地域計画

その後、平成30年(2018)には文化財保護法（以下「法」という。）の改正により、新たに次の事項が制度化された。

- (1) 都道府県による文化財保存活用大綱の策定
- (2) 市町村による文化財保存活用地域計画の作成及び文化庁長官による認定
- (3) 市町村による文化財保存活用支援団体の指定
- (4) 所有者等による保存活用計画の作成及び文化庁長官による認定等

このうち津和野町が主体となって取り組む必要があるのは、(2)～(4)である。特に未指定文化財を含めた文化財の総体や町域全体を対象とするのは、(2)の「文化財保存活用地域計画」となる。

この文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という）は、各市町村が目指す目標や中長期的に取り組む具体的な内容を記載した計画であり、当該市町村における文化財の保存・活用に関するマスタープランでありアクションプランである。

#### ■津和野町における文化財の保存・活用の現状

津和野町における文化財は、歩んできた歴史と合わせて、郷土の誇りや愛着、原風景を形づくる重要な役割を担い、観光資源や学校教育・社会教育に生かされている。また、伝統行事や習俗、高津川水系や田園・棚田の文化的景観などは日常生活に息づき、旧城下町などにおいては暮らしの基盤（町家・住宅、町割など）となっている。

一方で、過疎化・高齢化が進む中、伝統行事の担い手の不足、文化的景観を構成している農地の荒廃、空き家の増加や伝統的建造物の老朽化・滅失など、文化財を取り巻く厳しい状況が顕在化している。

## 2 目的

上記の経緯や文化財の保存・活用の現状を踏まえ、津和野町ではこれまでの文化財行政や文化財の特徴・課題を整理して基本理念や方針を定め、実効性のある施策・事業や文化財の保存・活用の推進体制などを明らかにし、偏りのない総合的な文化財行政の底上げを目指した継続性・一貫性のある文化財行政を進めるため、次のような主たるねらい（具現化する役割・効果）のもとに『津和野町文化財保存活用地域計画』（以下「地域計画」という）を作成することとする。

### ○文化財の調査の推進と価値の共有化

住民の協力・参加のもとに、未指定文化財を含めた文化財の調査を持続的に進めるとともに、その価値や魅力の情報発信と共有化、郷土への愛着の醸成などを目指し、学校教育、社会教育などを通じて文化財を学び、体験する機会を多様に確保する。

### ○文化財の地域活性化や観光振興への活用

文化財行政とまちづくりや観光などの行政分野が連携し、文化財をより一層、地域活性化や観光振興に役立てる。

### ○アクションプランとしての実効性の確保

基本理念や方針を定めた「マスタープラン」としてのみならず、それらを実行していくうえでの「アクションプラン」としての効果高めるため、事業（第5章）及び重点プロジェクト（第6章）を設定する。

### ○地域社会総がかりでの文化財の保存・活用

文化財の所有者や行政に加え、住民・地域活動団体等、さらには町外の人々・団体を含め、多様な主体の協力と参加により、未指定文化財を含め幅広く文化財を保存・活用する。

なお、本計画の作成過程では、住民の文化財に関する意見などを把握するとともに、平成23年(2011)に策定した歴文構想を検証しつつ、その継承・発展に努め、歴文構想を本計画へと移行させることとした。

### 【本計画の対象】

本計画が対象とする文化財は、法第2条に規定される有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6つの類型の文化財（国や地方公共団体の指定等文化財だけでなく、行政による保護措置が講じられていない未指定文化財も含まれる）に加え、法に規定される土地に埋蔵されている文化財（埋蔵文化財）や文化財を次世代へ継承する上で欠かせない文化財の材料製作・修理等の伝統的な保存技術についても幅広く含むものとする。また、生活文化や国民娯楽など、必ずしも文化財に該当するとは言えないものであっても、各地域にとって重要であり、次世代に継承していくべきと考えられる文化的所産については、これを幅広く捉え、文化財と同等に取り扱い、本計画では、文化財と合わせて「歴史文化遺産」と呼称する。

歴史文化遺産 = 6 類型の文化財（未指定を含む）  
+ 「埋蔵文化財」と「文化財の保存技術」  
+ 地域にとって重要で、次世代に継承すべき文化的所産

本計画における歴史文化遺産 ※図1・2を参照

○文化財保護法が規定する文化財等

- ・同法第2条の文化財（6類型）、埋蔵文化財、文化財の保存技術

○文化財保護法に規定されない文化財等：地域にとって重要で、次世代に継承すべき文化的所産  
※6類型や埋蔵文化財及び文化財の保存技術以外のモノ・コト

- ・現代の産業、衣・食（伝統的な料理、食文化）・住、伝承・物語、暮らしの知恵、古くからの地名、方言、伝統的なもてなしの慣習、歴史的に継承されてきた音や香りなど

【歴史文化】

歴史文化遺産はそれ単体で形成されたものではなく、自然環境や周囲の景観、地域の歴史、そこで行われる人々の伝統的な活動などと密接に関連している場合があるため、歴史文化遺産そのものだけでなく、それを取り巻く周囲の環境を一体的に捉え、保存・活用していく視点も重要である。

そのため、本計画では、歴史文化基本構想策定技術指針に基づき、「歴史文化遺産とそれに関わる様々な要素（歴史文化遺産の周辺環境）とが一体になったもの」を「歴史文化」として扱うこととする。

歴史文化は、先人たちが生み出し、育ててきた津和野町の歴史や文化にまつわる固有性であり、既に失われたモノやコトを含め生み出された文化、津和野町の歩んできた歴史など、歴史文化遺産を形作る背景・基盤となるものである。

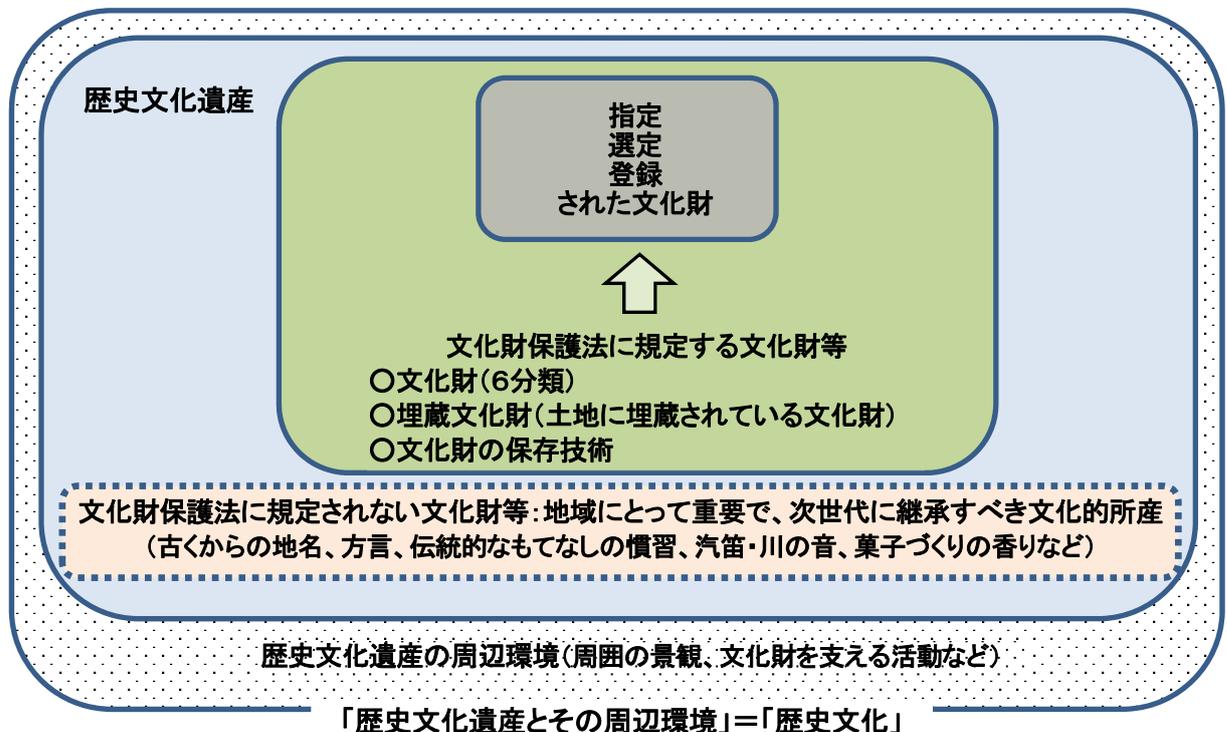
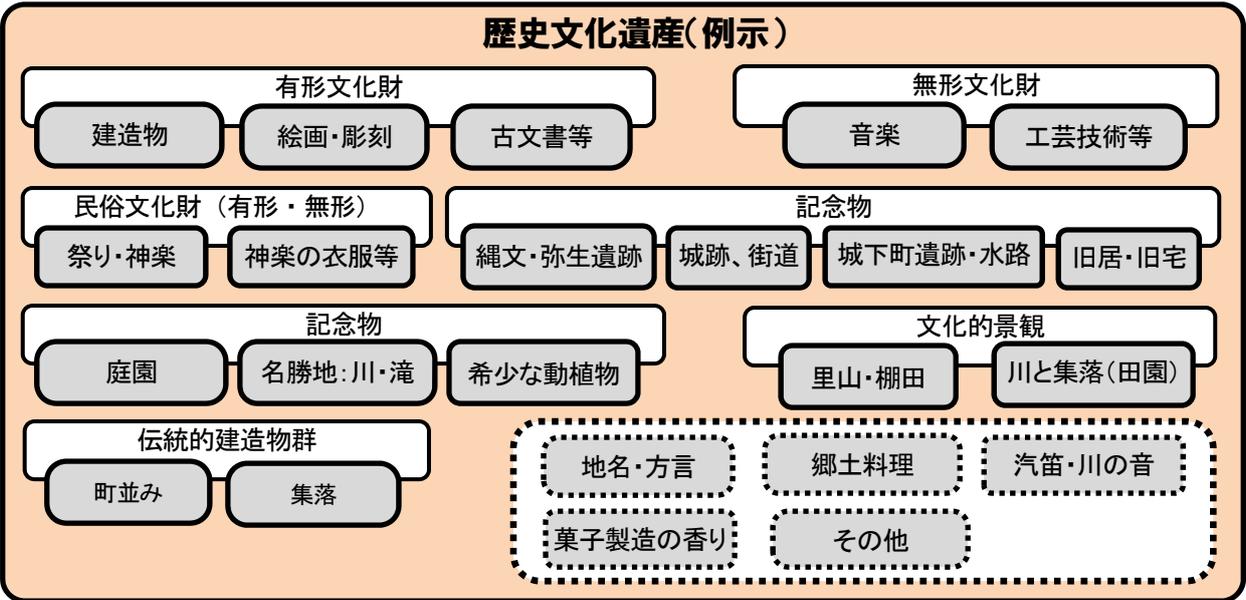
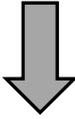
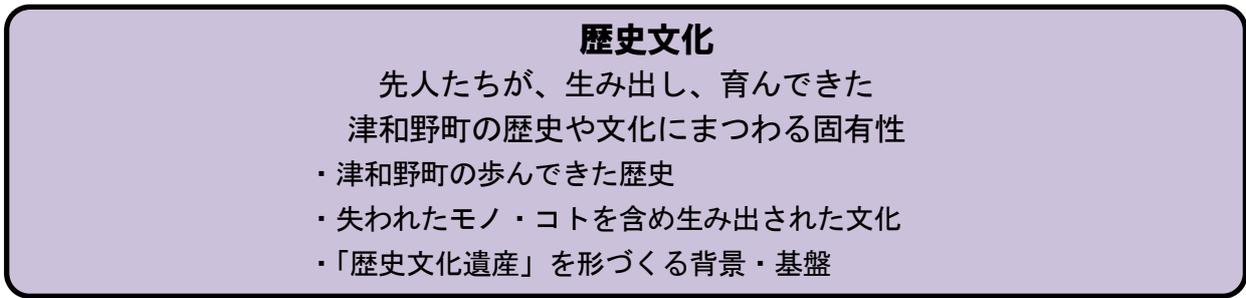


図1 本計画における対象（文化財＋その周辺環境）



※   文化財保護法に規定される文化財等

  文化財保護法に規定されない文化財等：地域にとって重要で、次世代に継承すべき文化的所産

図2 本計画における「歴史文化」と「歴史文化遺産」

## 第2節 計画の位置づけ

本計画は、津和野町の最上位計画『第2次津和野町総合振興計画』（平成29年(2017)策定）を踏まえるとともに、教育・文化部門の上位計画である『津和野町教育ビジョン』と整合させ、これまで文化財行政のマスタープラン（基本計画）であった歴文構想を検証して発展的に再構成した文化財の保存・活用に関するマスタープランであり、同時に実効性のあるアクションプラン（行動計画）としての位置づけも持つものである（図3）。なお、歴文構想は本計画に移行させることとする。

また、本計画の作成にあたっては、文化財の各種個別計画のみならず、『津和野町歴史的風致維持向上計画』、『津和野町景観計画』などの関連計画とも整合させるために調整を行う。

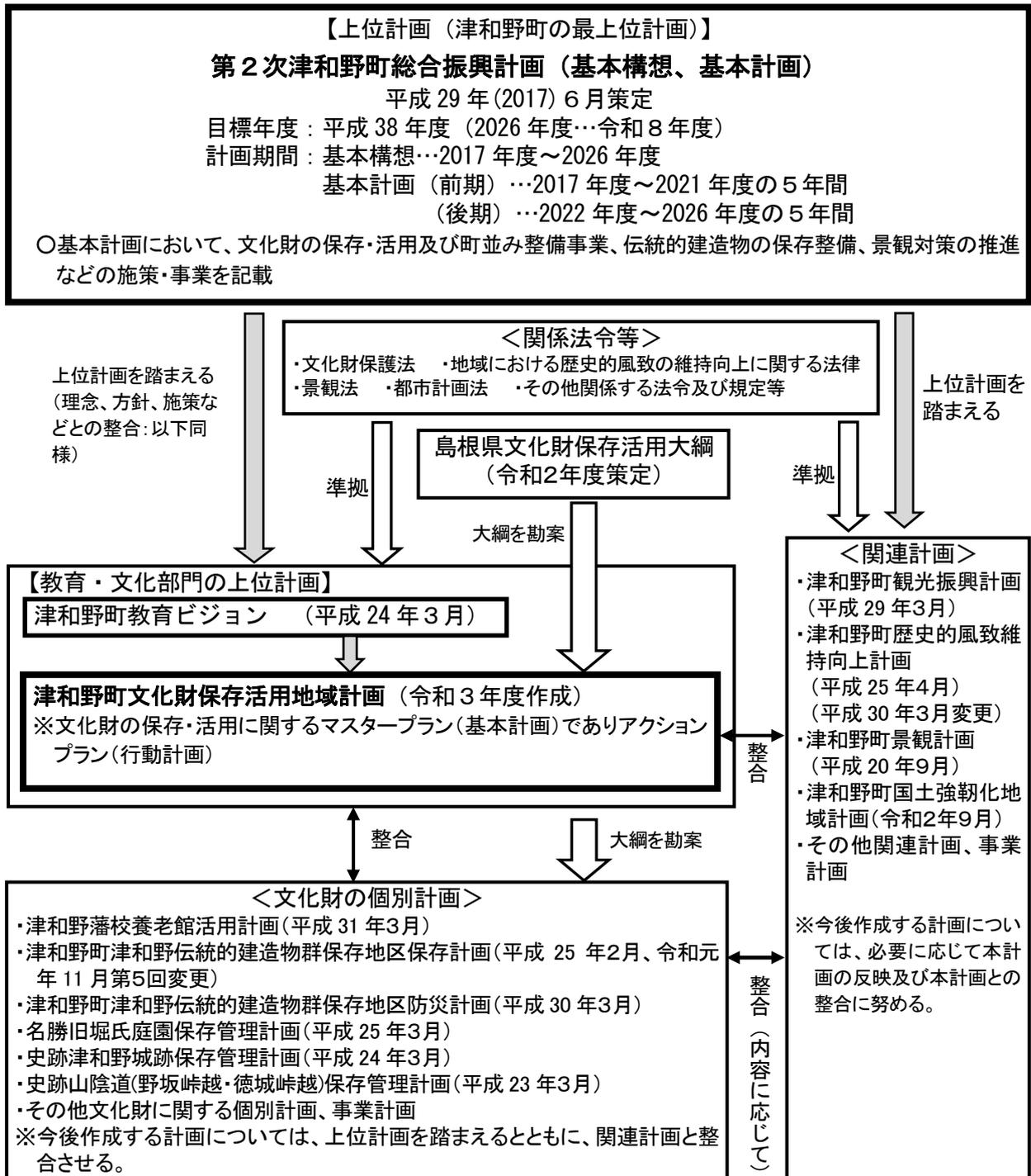


図3 計画の位置づけ（上位計画、関連計画等との関係）

表1 上位計画・関連計画一覧表

名称	概要
<p><b>第2次津和野町総合振興計画</b> 平成29年(2017)6月策定 計画期間： 基本構想…2017年度～2026年度 基本計画 (前期)…2017年度～2021年度(5年間) (後期)…2022年度～2026年度(5年間) 担当：津和野町つわの暮らし推進課</p>	<p>町の最上位計画で、町のまちづくりの長期ビジョンである。「人と自然に生まれ、温もりのある交流のまちづくり」を基本理念として将来像を掲げ、5つの基本目標を示している。特に、基本目標2として「学ぶ心を育て薫り高い文化のまちづくり」を掲げる。</p>
<p><b>津和野町教育ビジョン</b> 平成24年3月策定 計画期間：平成24年度から令和3年度 (10年間：前期3年、中期3年、後期4年) 担当：津和野町教育委員会</p>	<p>町の教育に関する最上位計画で、町の教育の理念や目標、施策を示している。世界に通じる「津和野人」を育成することを基本理念の柱とし、「教育の町 津和野町」を宣言する。文化振興の部門で、文化活動の促進、文化財の保護・活用と民俗芸能の継承、文化施設の整備と活用の具体的取り組みを示す。</p>
<p><b>津和野町景観計画</b> 平成20年9月策定 担当：津和野町商工観光課</p>	<p>町全域を景観計画区域として指定した景観計画であり、良好な景観に関する方針や行為の制限に関する事項を定める。『日本のふるさと・津和野』の景観づくりを基本テーマに掲げる。</p>
<p><b>津和野町観光振興計画</b> 平成29年3月策定 計画期間：平成29年度から令和3年度 (5年間) 担当：津和野町商工観光課</p>	<p>『「また来てみたい」観光まちづくり』を基本理念に掲げ、6つの基本方針を示す。その中で、基本施策の一つとして、文化財の活用と伝統芸能の継承などが示されている。</p>
<p><b>津和野町国土強靱化地域計画</b> 令和2年9月策定 計画期間：令和2年度から令和6年度 (5年間) 担当：津和野町総務財政課</p>	<p>災害発生時に想定される「起きてはならない最悪の事態」を回避するための「平時」に必要な施策について、脆弱性評価に基づき、今後の取組方針を示す。文化財等の歴史文化的資産の喪失を防ぐための具体的な事業が示されている。</p>
<p><b>津和野町歴史的風致維持向上計画</b> 平成25年4月策定 計画期間：平成25年度から令和4年度 (10年間) 担当：津和野町商工観光課</p>	<p>町の文化財の特性から、8地域の歴史的風致を設定し、5つの方針が示されている。重点区域である津和野歴史的風致地区において、13の施策・事業が計画されている。</p>

## 【津和野町歴史的風致維持向上計画の概要】

津和野町は、山間の盆地や平坦地、斜面地に街や集落を築いてきた地域であり、地形的には高津川やその支流が、街や集落をつなぐような構造となっている。近世においては津和野藩が置かれ、わずか4万3千石の小藩であったが、先人達は開明の気質を持って、産業や文化、人材を育ててきた。こうした歴史的風土の中で、鷲原八幡宮の流鏝馬や津和野弥栄神社の鷲舞、津和野踊、神楽などの伝統行事や民俗芸能が、城下町の風情を残す街並みや歴史的建造物などを舞台に継承されており、固有の歴史的風致を形成している。

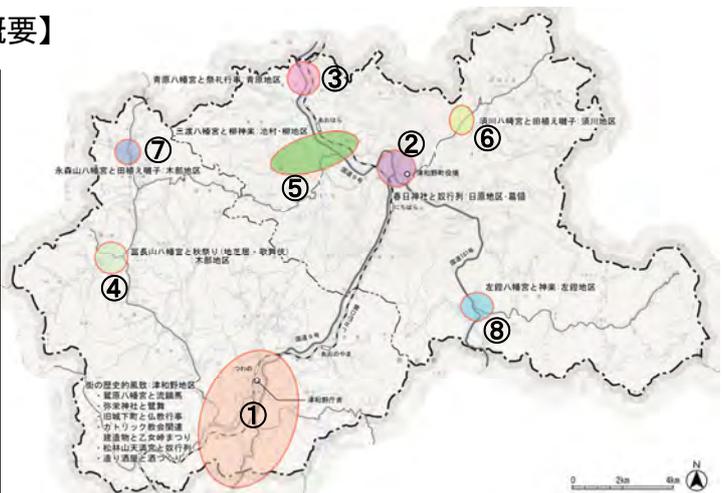


図4 歴史的風致の分布

### 津和野町の維持向上すべき歴史的風致

- ①街の歴史的風致：中世の神社と祭礼行事、近世の建築と祭礼行事、造り酒屋と酒づくり
- ②春日神社と奴道中 ③青原八幡宮と祭礼行事 ④富長山八幡宮と秋祭り ⑤三渡八幡宮と柳神楽
- ⑥須川八幡宮と田植え囃子 ⑦永森山八幡宮と田植え囃子 ⑧左鏡八幡宮と神楽

### 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

- (1) 歴史・伝統を反映した活動の継承と活性化
- (2) 歴史的建造物等の保存・活用
- (3) 歴史文化の息づく街並み・集落の環境の保全・整備
- (4) 歴史文化を生かした観光振興等による地域の活性化
- (5) 住民等の理解と参加・協働による取組展開

### 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事業

- 1 藩校養老館保存修理事業
- 2 藩校養老館活用事業
- 3 津和野藩邸跡・公園整備事業
- 4 津和野歴史的風致地区防災対策事業
- 5 空き家再生事業
- 6 休憩施設等整備事業
- 7 津和野駅周辺整備事業
- 8 見晴らし広場整備事業
- 9 棚田公園（仮称）整備事業
- 10 水路修景・改良事業
- 11 照明整備事業
- 12 旧城下町等サイン整備事業
- 13 伝統行事・民俗芸能支援事業

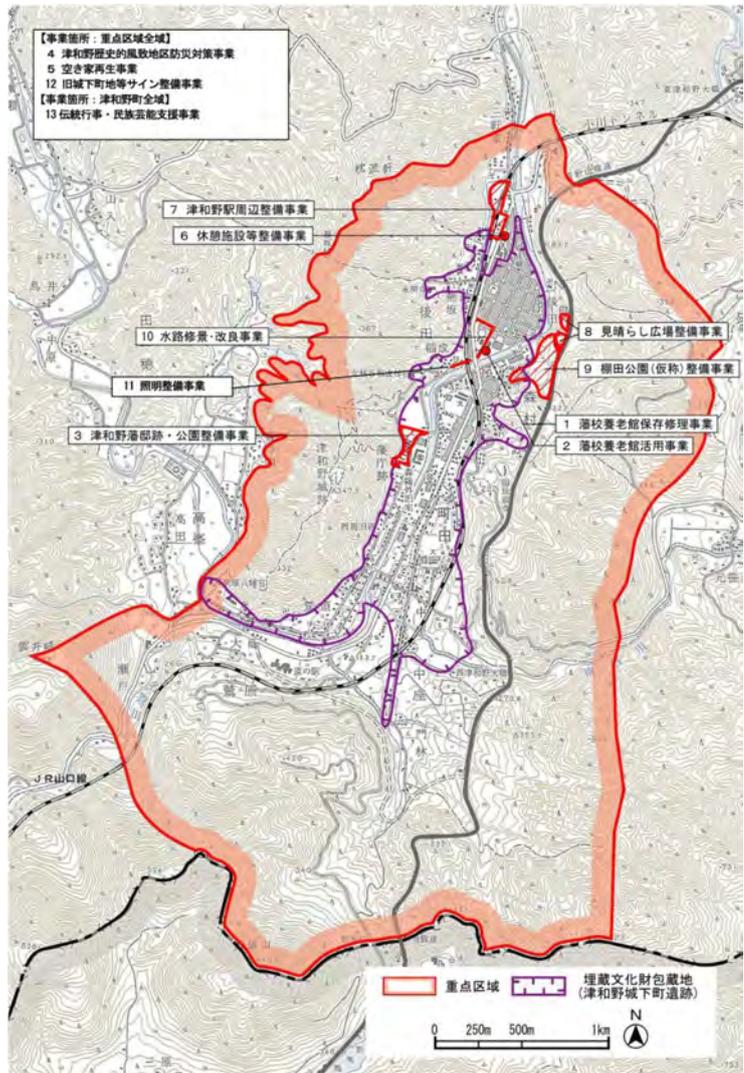


図5 重点区域と事業計画

計画期間：平成25年度(2013年度)  
～令和4年度(2022年度)

なお、運用にあたっては、文化財保護法第183条第4項に基づき、本地域計画は津和野町歴史的風致維持向上計画と調和を図りながら進めていきます。

### 第3節 計画期間

本計画の計画期間は、令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)の10年間とする。

計画期間の中間時点にあたる令和8年度(2026年度)は、第2次津和野町総合振興計画の最終年度となるため、次期総合振興計画の改訂に併せて本計画の見直しを行い、必要に応じて国の計画変更の認定を受けることとする。なお、「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」(平成31年3月4日 文化庁)に示されている軽微な変更を行った場合は、当該変更の内容について、島根県教育庁を經由して文化庁へ情報提供することとする。